

平成30年6月15日

お客さま各位

松本信用金庫

法人向けインターネットバンキングの不正利用による被害補償への取組みについて

当金庫では、法人向けインターネットバンキングによる不正送金被害への補償態勢を整備いたしました。

なお、補償に際しましては、お客さまのご利用環境や、当金庫からご案内するセキュリティ対策等への対応状況、ならびに警察による捜査結果等を踏まえて個別案件ごとに検討のうえ適切に対応させていただきます。

【被害補償の概要】

1. 補償の内容	法人向けインターネットバンキングをご利用のお客さまが預金等の不正な払戻し被害に遭われた場合に、1契約者あたり年間1,000万円を限度に当該被害の補償を実施いたします。
2. 補償の対象	<ul style="list-style-type: none">・お客さまが法人向けインターネットバンキングを利用するのに必要な顧客情報（顧客情報とは口座番号、ID番号、パスワード等）または端末機が盗難に遭い、または紛失し、かつ、不正利用されたこと等により発生した預金等の払出し被害・当金庫へのお申し出日の30日前以降、お申し出日までの31日間に遭われた被害（損害）
3. 補償開始日	平成30年6月15日（金） （注）上記補償開始日以降に発生した被害が補償の対象となります。
4. 補償の対象外 または補償額 が減額される 主な事例	<ul style="list-style-type: none">・当金庫が推奨するセキュリティ対策を導入していない場合・正当な理由なく、他人にID番号、パスワード等の管理を委ねた場合・被害に遭われてから30日以内にご連絡いただけない場合・お客さまが警察に被害届を提出されない場合。調査にご協力いただけない場合・他人に強要された法人向けインターネットバンキングの不正使用
5. 被害に遭われた 場合	万一、身に覚えの無い振込履歴などをご確認された場合には、お取引店またはWEBセンター（0263-35-1151）へご連絡いただくとともに、最寄りの警察署へご連絡いただきますようお願い申し上げます。